

脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業
実証事業委託契約に係る特別約款

平成 26 年 4 月 1 日 制定
平成 26 年 7 月 15 日 改正
平成 27 年 4 月 1 日 改正
平成 30 年 4 月 25 日 改正
2023 年 4 月 14 日 改正
2024 年 1 月 31 日 改正

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との実証事業委託契約に係る特別約款は次のとおりとする。

（システム実証事業委託費積算基準の適用）

第 1 条 実証事業委託契約約款（以下「原約款」という。）第 1 条に規定する実施計画書に定める委託業務の実施に要する経費の区分及び積算方法等については、甲が別に定めるシステム実証事業委託費積算基準によることができる。この場合において、原約款第 6 条、第 7 条第 2 項及び第 15 条第 2 項中「実証事業委託費積算基準」とあるのは、「システム実証事業委託費積算基準」と読み替えるものとする。

（経費の分担）

第 2 条 甲及び乙は、原約款第 1 条に規定する実施計画書に定める委託業務の実施に要する経費をそれぞれが負担する経費項目に基づき負担するものとする。

2 前項の負担する経費項目は、次のとおりとする。

甲：主たる経費（「機械装置等費」、「労務費」、「その他経費」のうちいずれかの経費）

乙：上記以外の全ての経費

（委託業務の管理）

第 3 条 委託業務の管理については、原約款第 5 条の規定のほか、次の各号のとおりとする。

一 甲は、一の契約書において複数の者と実証事業委託契約を締結する場合において原約款第 14 条第 1 項及び同条第 2 項第 1 号に規定する検査を契約者のうち特定の一の者に行わせることが適当と認められるとき、当該特定の一の者（以下「代表委託先」という。）に対し、原約款第 15 条に規定する甲が支払うべき額のうち代表委託先以外の契約者に対するものについて、原約款第 14 条第 1 項及び同条第 2 項第 1 号に規定する検査を行わせることができる。この場合、代表委託先以外の者に対する検査に対する責任は、代表委託先が負うものとする。

二 前号に基づき代表委託先が原約款第 14 条第 1 項及び同条第 2 項第 1 号に規定する検査を

行った場合は、代表委託先はその結果を別添様式第1による検査完了報告書により直ちに甲に報告しなくてはならない。

- 三 原約款第14条第3項から第7項及び第9項の規定は、第1号に規定する検査に準用する。この場合において、原約款第14条第3項から第7項及び第9項中「甲」とあるのは「代表委託先」と読み替えるものとする。

(経費等の範囲)

第4条 原約款中「委託業務の実施に要する経費（又は要した経費）」とあるのは、第2条第2項の甲が負担する経費とする。

- 2 原約款第14条第7項中「実証事業委託契約約款別表に掲げる書類」とあるのは、第2条第2項の甲が負担する経費に係る書類とする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第5条 委託業務の実施に要する経費の支出については、原約款第6条ただし書きの規定は適用しないものとする。

(財産の購入又は製造の着手)

第6条 乙は、委託業務を実施するための財産の購入又は製造にあたっては、その購入又は製造を最初に行うときに別添様式第2による機械装置等購入・製造着手承認申請書を甲に提出し、甲の審査を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により、乙から提出された機械装置等購入・製造着手承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適切と判断された場合は着手申請を承認する。

(約款との関係)

第7条 この特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この特別約款は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この特別約款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この特別約款は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

この特別約款は、２０２３年４月２０日から施行する。

附 則

- １．この特別約款は、２０２４年２月１日から施行し２０２３年度事業から適用する。
- ２．ただし、改正後の第６条の規定は、２０２４年２月１日以降に新たに締結した契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(別添様式第1)

年 月 日

検 査 完 了 報 告 書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
名 称
氏 名

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「」に係る連名契約先について、脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業委託契約に係る特別約款第3条第一号の規定により検査を実施しましたので、同条第二号の規定により報告致します。

記

1. 検査した連名先

(注) 検査した連名先名を記入のこと。

2. 検査実施年月日

(注) 連名先ごとに検査実施日を記入のこと。

3. 検査の結果

(注) 検査における指摘事項等を連名先ごとに記入のこと。

4. 経費発生調書

別紙、経費発生調書のとおり

(注) 別紙として、経費発生調書を添付すること。

契約管理番号

〇〇〇〇〇〇〇〇-〇

(別添様式第2)

年 月 日

機械装置等購入・製作着手承認申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

〇〇〇部長 殿

住 所

名 称

代表者等名

年 月 日付け委託契約に基づく実証事業項目「 」に係る機械装置等の購入・製作等に着手したいので、脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業委託契約に係る特別約款第6条第1項の規定により申請します。

記

申請の理由

以下のリスク対応等により、実証事業の遂行に支障をきたしかねないリスクが低減したと考えられるため。

(1) 相手国側義務の履行の担保

(2) 必要な許認可等（環境アセスメントパブリックヒアリング等を含む）の取得

(3) 実証事業の意義や技術の普及可能性に影響を与えかねない、事業環境の変化が無いこと

(4) その他

(注) 機械装置等の購入・製造等には、設計も含むものとする。

申請の理由に記載するリスクの特定とその対応等は、(別紙) 申請の理由 記載要綱に従うこと。また、必要に応じて、リスクへの対応状況の証憑を添付すること。

契約管理番号

〇〇〇〇〇〇〇〇-〇

(別紙) 申請の理由 記載要綱

実証事業に伴うリスクへの対応を確認するため、申請の理由に記載すべき事項は以下のとおり。

(1) 相手国側義務の履行の担保

国際実証事業は、相手国企業の敷地内で実施する場合が多く、物理的、人的資源の利用その他、様々な役割を相手国側に求めている。このため、実証事業において相手国側が担うことが不可欠な役割、すなわち義務の履行が担保されているか、実証契約（委託事業者が相手国企業と締結する **Project Agreement** を含む）及びその他の項目について委託事業者における確認結果を記載する。

必須項目) 実証契約の締結、相手国政府機関と機構の合意文書の締結

相手国企業との間の実証契約が締結されているか。なお、実証契約は、機構が別途指示する実証研究の遂行に必要な項目が規定されていることを機構が確認したうえで締結すること。さらに、実証契約の締結のよりどころとなる機構と相手国政府機関との合意文書が締結されているか。

(記載例) ○年○月○日付で○○（相手国企業名）との間で実証契約を締結し、実証事業を実施する上で必要な○○○、○○○、○○○について合意した。実証契約の内容については、○年○月○日に機構による確認を受けた。

○年○月○日付けで機構と○○（相手国政府機関）との間で合意文書を締結した。

例 1) 相手国側の予算確保

相手国側に資金負担がある場合、その予算が確保されているか、又は確保の蓋然性が高いと言えるか。

- ・ 相手国企業が国営企業や公社の場合、国会や上位組織による予算の承認
- ・ 相手国企業が財務的に健全であり実証事業の遂行能力があることの財務諸表等による確認

例 2) 操業中の設備等の稼働停止

相手国企業が所有する敷地内に実証機器を据え付けるため、操業中の設備を一時停止しなければならない場合、委託事業者は相手国企業と停止の時期・期間について文書で合意しているか。

- ・ サイト企業の経営層による工場稼働の停止時期・期間の承認

例 3) 用地やインフラの確保

実証事業に必要な用地は確保されているか、インフラは確保されているか。

- ・ 相手国企業が第三者から借りる土地で実証を行う場合、借地契約の締結

- ・ 実証サイトへのアクセス道路の確保（大型工事車両の通行が可能なこと、通行域の地権者と利用権を合意していること等）
- ・ 実証事業に必要な用役（電力、水、スチーム等）に関する供給余力の確認

（２） 必要な許認可等の取得

委託事業者は、実証事業に必要な許認可等（下記に例示）について、現地法制度等を再確認し、それらが取得済みであることを確認する。なお、機械装置の完成後や、実証事業が一部進行した後でないと取得できない許認可等がある場合には、対応スケジュールを明確にする。

- ・ 実証サイトの土木基礎工事の着工許可
- ・ プラントや建屋の建設許可
- ・ 各種発電設備を電力系統に接続する際の系統連系許可
- ・ 水処理を伴う事業において、取水・放水許可、環境影響評価及びパブリックコメントの募集・対応
- ・ 蓄電池を用いる事業において、現地の消防法等を踏まえた設置許可
- ・ 市販車でない電気自動車を用いる事業において、車両型式認証や公道走行許可（ただし、車両製造後でないと取得できない場合が多い）
- ・ 廃棄物を扱う事業において、廃棄物処理業者としての認定やプラント建設前の環境影響評価及びパブリックコメントの募集・対応
- ・ 日本国外為法で輸出が規制されている貨物や技術の輸出許可

（３） 実証事業の意義や技術の普及可能性に影響を与えかねない、事業環境の変化がないこと

実証事業の開始後、事業化評価において前提としていた事業環境（例：政策、景気、資源価格、インフラ整備、競合企業・技術等）が変化した場合、実証事業の意義や技術の普及可能性が失われてしまうことがある。委託事業者は、国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン「Step4 リスク対応計画の実行と監視」に従い、事業環境で変化した項目を洗い出し、必要な対策を講じる。

- ・ 実証対象技術のコスト、サービスの優位性が失われるような類似技術の普及・登場がないこと
- ・ 電力系統が整備されていない地域で実証事業を実施することに意義がある場合、電力系統が整備されていないこと及び整備される計画がないことの確認
- ・ 実証対象技術を実証事業の実施国で標準化することが目標である場合、類似技術による標準化が行われていないこと
- ・ 実証対象技術が不適合となるような法令・規格の成立・変更がないこと

（４） その他

過去の国際実証事業の経験から、実証事業の遂行に支障をきたしかねないリスク項目として、（１）から（３）を挙げたが、事業ごとにリスク項目は異なりうるものであり、（１）から（３）以外に特記すべきものがある場合にリスク項目とその対応を記載する。

(4) システム実証事業委託費積算基準

第1 実施計画書、委託費項目別明細書及び支出した委託費を整理するに当たっては、次のとおりとする。

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	
I. 機械装置等費	1. 土木・建築工事費	プラント等の建設に必要な土木、建築、配管・ダクト、電気・計装、据付工事等（現地施工に係わるものを含む）、それに係る基本計画、現場管理費（工程・コスト・資財・図書管理等）、基本設計、詳細設計、指導員派遣等を行うのに要した労務費、外注費、材料費、旅費、交通費、滞在費、光熱水料、仮設備費及びその他経費
	2. 機械装置等製作・購入費	当該項目に計上するものは、購入・製作にあつては、その取得価額が10万円以上かつ使用可能期間が1年以上のものとする。 機械装置等を製作する場合とは、研究部門の仕様に基づいて生産部門で製作設計及び製作加工することをいい、その経費には次のような経費を含む。（Ⅱに含まれるものを除く。） ① 製作設計費 — 機械装置等の細部製作設計に要した労務費（外注設計の場合にあつてはその経費） 労務費は、製作設計に直接従事する者の労務費単価（労務費単価は当該製作設計に要した直接労務費及び間接経費により算出した乙の実績単価）に直接作業時間数を乗じることにより算出 ② 製作加工費 — 機械装置等の製作に要した直接材料費、加工費及び直接経費 (イ) 直接材料費 — 機械装置等の製作のための直接材料、副材料費及び部品を製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費 (ロ) 加工費 — 機械装置等の製作に要した労務費 労務費は、加工に直接従事した者の労務費単価（労務費単価は当該加工に要した直接労務費及び間接経費により

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	
		算出した乙の実績単価)に直接作業時間数を乗じることにより算出 (ハ) 直接経費 ー 専用治工具費、外注加工費及びその他の直接経費であって、すでに(ロ)加工費中の製造間接費に算入されていないものとする。 i) 専用治工具費 ー 機械装置等の製作に専用するための治工具を製作、購入又は借用を必要とした場合におけるその製造原価又は購入若しくは借用に要した経費 ii) 外注加工費 ー 機械加工、部品組立、配線、メッキ、酸洗い、保温、又は耐酸、耐熱、耐水ライニング若しくは塗装等の外注に要した経費 iii) その他の直接経費 ー i)からii)までに掲げる経費以外の経費 ③ 添付品費 ー 機械装置等に組み込まれる各種機器類等であって、上記直接材料費中の部品費として計上することが適当でないものを製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費 ④ 運搬費 ー 機械装置等の梱包及び運送を外注することが必要な場合、これに要した経費 ⑤ 据付費 ー 機械装置等の現地据付を外注することが必要な場合、これに要した経費
	3. 保守・改造修理費	①プラント及び機械装置の運転(指導員派遣を含む)及び保守、それに係わるデータ収集・分析、報告書作成等を行うのに要した労務費、外注費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費 ②プラント及び機械装置等の改造又は修理、それに係わるデータ収集・分析、報告書作成等 保守費とは、法定点検、定期点検及び日常のメンテナンス等に要した経費をいい、工事を伴わないものをいう。 改造費とは、次のような経費をいう。 ① 装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合の通常取替(原状回復)の費用を超

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	
		を行うのに要した労務費、外注費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費 えた経費 ② 改造か修理か明らかでない場合であつて、その経費が60万円以上かつその装置等の前期末における取得価額の10%を超えたとき、その経費 修理費とは、次のような経費をいう。 ① 装置等の原状回復に要した経費（移設費、解体費を含む） ② 装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合であるが、その経費が10万円未満の場合の経費 ③ 改造か修理か明らかでない場合であつて、その経費が60万円未満のとき又はその装置等の前期末における取得価額の10%以下であるとき、その経費
Ⅱ．労務費	1．研究員費	委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等（以下「研究員」という。）の労務費は、原則として甲が定める健保等級に基づく労務費単価表（時間単価用）の単価に基づき算定する。 ただし、以下に掲げる場合はこの限りではない。 ①当該委託事業において申告した率にて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員（以下「エフォート専従者」という。）の場合は、労務費単価表（エフォート専従者用）の月額に申告した率を乗じて算出すること。 健保等級を適用する者の労務費の算定においては、法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）を含めることとする （出向契約書等により出向先が法定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	
	2. 補助員費	契約者を含む)。 ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。 なお、労務費単価表の適用及び①の方法による算出が困難であると甲があらかじめ了解した場合には、乙が国の委託事業において使用している受託規定に基づき算出することもできる。この場合において、Iに含まれるものを除く。 委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費（ただし、Iに含まれるものを除く。）
Ⅲ. その他経費	1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外 注 費	委託業務の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費 ①委託業務を実施するため特に必要として研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費 ②登録委員、外部有識者、外部専門家が、共同研究業務の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要した経費で旅費、滞在費、交通費 ③委託先が再委託先又は共同実施先に対して行う検査に要する国内旅費 委託業務実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る 機械装置、その他備品等でその取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のものを含み、研究者等が通常使用する事務用品等の消耗品は除く。

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	
	4. 諸経費	経費 以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費 例示すれば、以下のとおりである。 1) 光熱水料 — 委託業務の実施に直接使用するプラント及び機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費 2) 会議費 — 委託業務実施に直接必要な会議に開催に要した経費。ただし、乙の研究員のみによる会議、会合に要した経費は除く。 3) 通信費 — 委託業務の実施に直接必要な通信・電話料 4) 借料 — 委託業務の実施に直接必要な現場事務所賃借料、車両借上費等、乙又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品及び電子計算機の使用（社内単価又は外注による場合の契約単価とする。）等に要した経費 5) 図書資料費 — 委託業務の実施に直接必要な図書資料購入費 6) 通訳料 — 委託業務の実施に直接必要な海外出張等における通訳雇用に要した経費 7) 運送費 — 委託業務の実施に直接必要な送付（運搬を含む）に要した経費 8) 委員会費 — 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要した委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費 9) 学会等参加費・論文投稿料 — 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換のための学会等への参加費（学会等に参加するための旅費は除く。）及び成果に関する論文投稿に係る経費 10) 報告書等作成費 — 成果報告書の電子ファイル作成費及び資料等の印刷・製本に要した経費 11) キャンセル料 — 委託業務の実施に必要な旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
			場合のみ)

第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

- 1 委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのもの。
- 2 委託期間中に直接従事した時間に要する製作設計費及び加工費。

第3 公募要領等で委託費の対象外と指定した項目及び経費については、経費算定の対象とする支出額には含めないものとする。